

平成19年度 春のポリオワクチン投与日程のご案内

春のポリオワクチン投与を行います。平成19年度からポリオワクチン投与のご案内は個別には行いません。今後は、広報で日程の確認を行い、接種を受けてください。
■対象／生後3カ月から生後90カ月未満で、2回投与が終了していないお子さん

※接種歴については、母子健康手帳でご確認ください。

■持ってくるもの／

- 予診票（1回目と2回目があるため確認し、記入漏れがないようにお願いします。）
- 母子健康手帳

■注意事項／

- ・冊子『予防接種と子どもの健康』を必ず読んで、接種を受けてください。
- ・ポリオワクチンの投与を受ける方は、前回の予防接種から、不活化ワクチン接種の場合6日以上、生ワクチン接種の場合27日以上の間隔が必要です。
- ・ポリオワクチンの投与日に注意して、他の予防接種を計画的に受けてください。
- ・投与後30分間は会場でお子さんの様子を観察してください。（急な副反応が、この間に起こることがあります。）

※地区ごとに日程が決まっていますが、都合の悪い方は、その他の会場でも接種することができます。他の会場での接種を希望される方は、ワクチンの準備がありますので、必ず健康増進課までご連絡ください。
 秋のポリオワクチン投与は、9月下旬から10月中旬を予定しています。

■問い合わせ／

健康増進課 ☎ 77・5504

◆会場および日程（受付時間 13:30～14:00）

実施日	会場	対象地区	対象者
5月11日(金)	東和総合センター	東和	H11.11.13～H19.2.12 生まれ
5月18日(金)	東和総合センター	橘	H11.11.20～H19.2.19 生まれ
6月1日(金)	しまとぴあスカイセンター	大島	H11.12.3～H19.3.2 生まれ
6月8日(金)	しまとぴあスカイセンター	久賀	H11.12.10～H19.3.9 生まれ

お元ですか？
 こころは 社会福祉士です

高齢者虐待防止法をご存知ですか？

高齢者の権利を守る

高齢化社会になり、家族や親族、施設等で高齢者の人権を侵害する『高齢者虐待』が全国的に問題となっており、平成18年4月より「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されました。

この法律では「高齢者」を65歳以上の人とした上で、「高齢者虐待」を次の5つに定義しています。

◆身体的虐待

殴られたり・叩かれたり・蹴られたり・つねられたりなどの暴行を受け、身体に傷跡が見られる場合や意思に反して身体を拘束された場合など。

◆心理的虐待

言葉による暴力（侮辱・脅迫など）や家庭内で無視され、心理的に不安定な状態など。

周防大島町社会福祉士

岩崎 絢子

（地域包括支援センター）

◆経済的虐待

高齢者名義の不動産や預貯金を無断で処分される、年金などの現金を渡さない・取り上げて使用されるなど、経済的不安感を与えられた場合など。

◆性的虐待

性的暴力または性的いたずらを受けたと見られる場合。夫婦間の強制的な行為も含まれる。

◆介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

治療を受けさせない、食事が準備されない、戸外に閉め出すなど、健康維持、生活への援助がされていない場合など。

虐待を受けている高齢者や介護に疲れた家族のサインに周りが早めに気づくことが、虐待防止の第一歩です。

何かお気づきのことがありましたら、地域包括支援センターまでご相談ください。

